

平成24年 第8回

教育委員会定例会会議録

平成24年8月8日

中央区教育委員会

平成24年第8回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成24年8月8日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 永嶋久子  
委 員 鈴木ゆか  
委 員 竹田圭吾  
委 員 松川昭義  
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 新治 満  
庶務課長 有賀重光  
副 参 事 森下康浩  
学務課長 林 秀哉  
指導室長 増田好範  
統括指導主事 山崎 隆  
統括指導主事 伊藤 聡  
図書文化財課長 粕谷昌彦

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 眞下一弘  
庶務係員 島田由美子

開 議 午後2時00分永嶋委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 永嶋久子  
委 員 松川昭義

日程第1 議案第18号

中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める  
規則の制定について

日程第2 議案第19号

中央区立学校設備使用規則の一部を改正する規則の制定について

日程第3 議案第20号

中央区立学校温水プールの開放に関する規則の一部を改正する規則の制

- 定について
- 日程第4 議案第21号  
中央区立日本橋小学校温水プール等の無料利用証等の交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第5 議案第22号  
中央区立小学校において平成25年度に使用する教科書の採択について
- 日程第6 議案第23号  
中央区立中学校において平成25年度に使用する教科書の採択について
- 日程第7 議案第24号  
中央区立小・中学校特別支援学級において平成25年度に使用する教科書の採択について
- 日程第8 報告事項  
各課事業報告について

委員長 ただいまから、平成24年第8回委員会定例会を開会いたします。  
はじめに、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は松川委員に  
お願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。日程第1、議案第18号、日程第2、  
議案第19号、日程第3、議案第20号及び日程第4、議案第21号につき  
ましては、関連がありますので一括して議題といたします。

議案をそれぞれ、書記、朗読願います。

(書記、朗読)

委員長 それでは、次長からそれぞれ提案説明願います。

次長 議案第18号「中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の施行  
期日を定める規則の制定」、議案第19号「中央区立学校設備使用規則の一部  
を改正する規則の制定」、議案第20号「中央区立学校温水プールの開放に関  
する規則の一部を改正する規則の制定」及び議案第21号「中央区立日本橋  
小学校温水プール等の無料利用証等の交付に関する規則の一部を改正する規  
則の制定」について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

松川委員 議案19号の中央小学校と明石小学校の屋内体育館使用料が1,500円  
と2,000円とそれぞれなっていますが、面積の差なのでしょうか。

次長 松川委員がおっしゃるとおりで、その施設の面積に応じて金額を定めてお  
ります。体育館の広さが中央小学校と明石小学校は違いますので、使用料が  
異なっています。類似の施設に合わせてこの金額を定めたものでございます。

委員長 ほかにご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないようでございますので、順次お諮りします。議題第18号を  
可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決さ  
れました。

引き続き、議案第19号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決さ  
れました。

引き続き、議案第20号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決  
されました。

引き続き、議案第21号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第22号、日程第6、議案第23号及び日程第7、議案第24号につきましても、関連がありますので一括して議題といたします。

議案をそれぞれ書記、朗読願います。

(書記、朗読)

委員長 それでは、次長からそれぞれ提案説明願います。

次長 議案第22号「中央区立小学校において平成25年度に使用する教科書の採択」、議案第23号「中央区立中学校において平成25年度に使用する教科書の採択」及び議案第24号「中央区立小・中学校特別支援学級において平成25年度に使用する教科書の採択」について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないようでございますので、順次お諮りします。議題第22号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第23号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第24号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、報告事項のうち、資料1及び資料2について、続けて報告願います。

庶務課長 「特認校児童のプレディ参加中の対応」について資料1により報告

副参事 「新校・園舎一般公開の実施結果」について資料2により報告

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

竹田委員 プレディについてですけれども、学校への登下校と同じ取り扱いということですが、通常の学校への登下校ですと、主事さんが道路に立って安全面で

の対応をしていると思うのですけれども、そういうことも行うということですか、ここに書いてある説明だと。

庶務課長　　これは、あくまで保険の適用について学校の登下校と同じに扱うということでございます。実際にプレディからお子様の特認校へ行く場合は、プレディの職員が、子どもたちが自宅に帰るときと同じように送り出すこととなります。学校を出た時点から特認校に行くまでの間は、お子様だけになります。それぞれの学校による対応となりますが、学校で夏季プール教室等を行うときなどは、基本的には主事さんが学校の出入り口まで迎えるような、そういう形になろうかと思えます。

竹田委員　　集団で特認校へ行ったりとかではなく、低学年の児童であっても、基本的にそれぞれで行ってもらおうということですか。

庶務課長　　実際には、プレディ側もまとまりを考えずにお子様を送り出すわけではなく、特認校各校の夏季プール教室の実施はほぼ同時間帯ですので、同じ学校に行く場合には、基本的に集団で行くように指導をする予定でございます。ただし、現状ではまだ利用が少ないので、集団で行く状況にはなっておりません。7月21日からまだお2人の方しか利用していないという状況ですので、今、委員からご指摘のとおり、1つの学校に複数で行く場合には、なるべく集団で行くように指導はいたします。

竹田委員　　わかりました。

委員長　　ほかに質問等ございませんか。

竹田委員　　新校・園舎一般公開についてですけれども、参加者の主な感想のところ、ネガティブな感想というのは無かったのですか。

副参事　　中央小学校についてですが、ガラス張りの部分が多い構造となっておりますので、近隣にお住まいの方々が、自分の家の中が見えてしまうのではないかとご心配の声が上がってきておりました。

竹田委員　　明石小学校については、何か無かったのですか。

副参事　　明石小学校については、ネガティブと受け止められるようなご意見というのは、いただいております。

委員長　　ほかに、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長　　それでは、引き続き資料3について報告願います。

学務課長　　「柏学園の芋畑における放射能測定」について資料3により報告

委員長　　ただいまの報告について、質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長　　それでは、引き続き資料4及び資料5について、続けて報告願います。

指導室長　　「いじめの実態把握のための緊急調査」「日本橋中学校のいじめの問題」に

ついて資料4及び資料5により報告

- 委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。
- 竹田委員 この日本橋中学校の件は、その保護者の方は警察に被害届等を出したようなことはないのですか。
- 指導室長 保護者の方は、学校にお見えになり校長に相談をいたしまして、まず、学校で解決を図っていただきたいという意向を示されており、現段階で被害届等を出している状況はございません。
- 竹田委員 これを教育委員会として報告を受けて把握したというのは、いつなのでしょう。
- 指導室長 7月18日、水曜日に電話での一報をいただいております。その後、私どものほうでディスカッションをいたしまして、18、19、20日には指導主事を学校へ派遣いたしまして、詳細について聞き取りを行い、その後の指導の方向性について協議を行っております。
- 竹田委員 資料4に経年の認知件数が書いてありますけれども、今回のこの日本橋中学校の件というのは、例えば過去に起きた中学校でのいじめとする案件と比べて深刻だということなのでしょう。
- 指導室長 この状況を調べますと、これは2年生の時点でございますけれども、1年生のときからそういうような状態が続いていたということ、それから、そのいじめの内容が、6月の運動会前後からかなり強いものになり、悪質なものになってきているということでは、深刻なものと受け止めております。
- 竹田委員 通常よりはかなり深刻だということなのですか。
- 指導室長 ほかの場合も若干ケースは異なってきますし、それから期間がそれぞれ異なっています。いじめと言われているものについては、それぞれ深刻なものであると思っておりますし、今回の件は、とにかく内容としては大変深刻なものであると思います。
- 竹田委員 何を申し上げたいかという、私は、平成22年10月から教育委員をやらせていただいておりますけれども、少なくとも私が出席した定例会で、いじめのことがこういう個別の案件として報告事項に入ってきたことがなかったものですから、これはどうして急にこれだけ詳細な報告が突然出てきたのかと思ったのですけれども、どういう理由なのでしょう。
- 指導室長 いじめがあったときに、それぞれの解決の仕方が、学級の中で済むもの、学年の中で済むもの、さらに全校に広げていかなければいけないようなものと程度があるものと捉えております。今回については、やはり全校にこれを広げて、保護者の方にもその状況をお知らせし、その解決に向けて取り組んでいくという状況でございますので、そういった意味では、これまで数年の中で大きい問題という認識です。

竹田委員 都教委がこの資料にあるように調査を実施したとのことですが、この資料の中にも書いてあるように全国的に問題になっているということも、ある程度意識をしてということなのではないでしょうか。

指導室長 今回の日本橋中学校の件については、アンケート調査を実施して判明したというよりは、保護者の方から申し入れにより判明してきたということでございます。全国的にいじめの問題がいろいろな形で話題になっておりますので、保護者の方もお子さんの状況を注視していて、学校に対してきちんと言って対応しなければいけないと判断されたこととっております。

竹田委員 個人的な感想というか意見なのですけれども、ご承知のように平成18年にも同様にいじめが原因とされる自殺が相次いで、マスコミが大騒ぎになっていました。

今回もそうなのですけれども、メディアの報道で、特に大津市の場合は、裁判の過程でアンケートの存在が明らかになって、それがマスコミで騒ぎになってから、教育委員会が、滋賀の県教委が動き、それが広まって行って、都教委が動き、文科省が動きということになっていると思うのです。

そういう極端なケースというか、世の中で問題化したということに一々反応していると、それは裏を返せば、マスコミが騒がないと何の対策も打たないのかという話になると思うのです。

中央区が、とりわけ特段の問題があるとは認識しておりません。けれども、都教委が動き始めたからとかで、あまり振り回されないようにした方が良いのではないかと思います。

資料4についても、ここに記されている今後の対応などは全くごもつともだとは思いますが、これは元々行っていることですよ。これをいきなり出したから何だということでもないし、逆に言うと、今回のようなマスコミを中心とした騒ぎにならなくても、安定した、かつ継続のないじめの問題への取り組みをやるべきだと思います。

そうであれば、突然この日本橋中学校の話だけこんなに細かい報告がいきなり出てくるというのは、僕は違和感があるのですけれども、その辺をもう少しお聞きしたいのですが。

教育長 まず、今回の件を教育委員会にご報告させていただいた大きなきっかけというのは、東京都の緊急調査です。これは当然緊急調査を行って、初めて子どもへ直接に一人一人にアンケートをとりましたので、その結果をまとめて都教委に報告するときに、やはり区教委としてきちんとご確認をいただきたいという思いで、この資料4によりご報告させていただいております。

その前に、偶然ですけれども、日本橋中学校のいじめの問題が起こりました。これに対しては、先ほど指導室長からも説明がありましたけれども、

基本的にはいじめの対応によって、各学校が日々いろいろな対応をしておりますから、その中で解決に至ったり、あるいは改善されているような内容について、すべて教育委員会に報告するというつもりは、事務局としてはございません。

ただし、今回の件については、1学期の末に全校集会の中で、学校としても保護者側の対応等の要求、要望等についてかなり真摯なものがあり、きちんとした全校的な対応をとらなければいけないという状況が発生いたしました。学校の中だけではなくて、やはり教育委員会としても学校を指導しながら取り組まなければいけないというレベルでのいじめ問題だということもございましたので、竹田委員のおっしゃるように、社会的な問題意識というもの無くはありませんけれども、この東京都との意識調査との関係で中央区における実態、これは区内でも、これから保護者会のご説明の中でいろいろなお話、風評も出るかと思いますが、委員の皆様方にも事実関係のご認識をいただきたいということで、ご報告をさせていただいたところでございます。

例えば定例的にいじめについて、こんなのがあります、というようなご報告を今後するというのではなくて、社会的に問題があるようなものについては、ご報告をさせていただきたいと思っております。

竹田委員 今のご説明はよくわかったのですけれども、あえて確認したいのは、先程警察への届出ということをしたのは、結局、滋賀県の場合ですと教育委員会自体が刑事裁判、もしくは民事裁判の被告になる可能性があった。

これは従前から同じことで、北海道の滝川市のように、最終的には和解になるケースもあれば、市民を説得する手もたくさんあると思うのですが、例えば、このお話のような件の報告が上がってきた場合に、区の教育委員会としてはどういう基準で、どういう対応をするガイドラインみたいなものというのはあるのですか。

要するに、最終的に裁判の被告になる可能性があるというのを負っている以上は、何がしかの当事者的な介入というか、単に学校に任せていくのか、結果責任だけ教育委員会として請け負うのか、もしくは、何がしかの基準があって、この一線を超えたら、室長なり担当の方が割り振って、学校と一緒に何か対処、取り組みをするのか、そういうガイドラインみたいなものは中央区の教育委員会にはあるのでしょうか。

指導室長 生徒の問題行動については、毎月報告書を各学校から上げていただいております。内容は、問題行動いわゆる非行に関するもののほか、長期欠席、不登校等も含めております。それから、学校における事故でございますけれども、どういう内容のものがあるのか、それから、どのぐらいの件数があるのかということ、毎月報告をいただいております。

また、毎月の生活指導主任会の中でも、私どもも各学校にどんなことが起こっているのかということを経験収集しておりますが、そういったことを基にしまして、私どもとしても、学校がうまく問題行動に対して対応できているかということについては、その経過を見守るという形で始めますが、そのあたりで改善が見られない、あるいは緊急性を持って私どもに報告があったものについては、指導主事が一緒に対応に入ります。学校に参りまして、学校の対応が適切であるかどうか、それについて一緒に考えさせていただくとともに、学校の動きが不十分な場合には、私どもからこうした方がいいのではないかと提案をさせていただいたり、あるいは、必要に応じて、こうした方がいいという形で指導をさせていただいたり、あるいは、特に問題行動等の場合には、関連・関係機関との連携が必要になってまいります。私どもの所管ですと子ども家庭支援センターもございまして、教育センターでの相談もございまして、教育委員会が仲立ちになって積極的につながらせていただくような形で、関わらせていただいております。

委員長  
松川委員

ほかに、ご質問等ございませんか。

この被害生徒保護者と加害生徒保護者の話し合いも持たれているようですが、具体的にどのような話し合いなのか、どのような方向性の話し合いをやっているのですか。

被害者の生徒の保護者からの求めが大分多いようですけれど、どのような内容の話し合われているのですか。

指導室長

被害生徒の保護者の方は、今2年生ということですので、友達と学校で楽しく過ごしていくということを強く望んでおります。そのためにも、加害生徒には、やってしまったことについて、正しくやったことが何なのかということを知り、今後において絶対しないということについて強く指導してもらいたい、そういう強い思いをお持ちでいらっしゃいます。

ですから、子どもさんがこういったことをやられたということもあるわけですが、その辺で、やられたと認識していることと、やったと加害者側が認識していることが一致するかどうかということが重要でございます。

それから、その認識した上でそれを今後絶対しないということを約束することです。

あと、望んでいらっしゃるの、やはり保護者の方にもきちんとそれを認識していただきたいということです。いじめの問題については、学校だけで解決できる問題ではありませんので、保護者の方にも加害生徒がやったことについて正しく理解をしていただいて、家庭でもそのことについて声をかけていくことを希望していらっしゃいます。そういった中身での話し合いが進んでおります。

松川委員 親の気持ちはよくわかるのですけれども、何かこれを見ていると、1回は終わらなくて、何回も被害生徒の保護者から話し合いが求められているような感じを受けるのですけれども、1回の話し合いの中で、子どもたちにそういうことがないようにという指導が、徹底していないのですか。あるいは、どういうところなら、親も納得するのですか。何回話し合いを持ったら、解決というところに落ち着くのですか。その辺のところはどう考えているのでしょうか。

指導室長 今までの経過の中では、何回かに分けて話し合いが行われておりますけれども、8月6日の段階で、それぞれきちんとやったことについて話の整理ができて、今後しないということが確認できた生徒につきましては、そこで被害生徒の保護者の方にも納得していただき、今後無いようにということで話し合いが終了しております。とにかく、やった事実をきちんと認めて、その上で今後しないという約束をする、誓いをするという段階で終わっています。

一部残っているのは、本人が認めている状況と、それから実際被害があった状況、それは本人からの申し出もございまして、それから周りが見ている状況もございまして、そういったところの最終すり合わせを行っているところでございます。

委員長 私から1つだけ質問があるのですが、資料4のいじめの疑いの分類の最後のケースです。本人の訴えはないが、他の児童・生徒からの指摘があるケースというもので、これは結構シリアスだと思うのです。本人は十分に感じているはずですが、第三者がそう思っているわけですから。それでも訴えたくないということは、案外心に突き刺さっているところがあって、こういう子が自殺したりするケースが多いのではないかという気がして、心配だなと思っていましたら、1か月に1回アンケートの調査をやっているというのがありますね。そこでわかると、これに対しての対処がされているわけですよね。どういう対処がなされているのでしょうか。

指導室長 すみません。毎月報告が行われておりますのは、学校から学校全体としての報告が行われているということでございます。個別に、今回のように子どもたちにいじめのアンケートを毎月行っているという状況ではございません。

ただし、学校においても、当然担任、そのほかの教員が、子どもたちの状況を毎日見て、声をかけている状況でございますので、アンケートのみではなく、いじめがあるということについても聞き取ることはできますので、そういった中で把握していくことも重要であると思っております。

ご指摘のとおり、本人の訴えがないという場合に、やはり、かなり本人は追い詰められてしまっているというような状況も考えられますし、あるいは小学校なので高学年になりますと、正面切って嫌なことを言ったりはしない

のですけれども、いわゆる仲間外れといわれる知らないうちに仲間の中に入れないような状況、そういうような状況がある場合もございますので、そういった点については、教員が授業中見て、その辺を踏まえてどういう人間関係になっているのかということ常に捉えております。

委員長 ほかにも、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、引き続き資料6について順次報告願います。

図書館課長 「意見・要望について」資料6により報告

指導室長 「意見・要望について」資料6により報告

委員長 ただいまの報告について、質問等がございましたらお伺いいたします。

鈴木委員 今回の、忘れ物で立たせたという件についてですけれども、先程の話をまた蒸し返してしまうのですが、日本橋中学校の件について、実は私にも保護者の何名かの方から直接お電話をいただいたことのご報告を、教育長にもしたところなんです。これは去年の10月ぐらいから始まっていたということらしいのですが、おそらく周りの子どもたちは、気付いていた子が多かったと思うんです。それを家に帰って、この子がこうされているとか言う子もいれば、言わない子もいるでしょうけれども、少なくとも全くすべての保護者が知らなかったとは私は思えないんです。

それなのに、例えばこういう忘れ物で立たされたということになると、即、学校にクレームを言う。いじめのことは、ずっとわかっている学校に言わない。このあたりがすごく今の保護者の矛盾している点というところですかね。いじめのことは気付いていながら学校にすぐ連絡しないのだけれども、立たされたとなった途端に即クレームを言う。いろいろ事情はあると思えますけれども、何かその辺のところにごく先生方では補えない深いものがあるような感じがします。

こういうことがあると、先生も指導について、今までの自分のやり方を責められていると思いますし、また、いじめとかの問題があったときに、どこまで子どもたちに指導できるようになるのかなとか、いじめを防ぐことができなくなってしまうのではないかなとか、思ってしまうのではないのでしょうか。現場の先生方というのは、私はいつも思うのですけれども、なかなか本音が聞こえないというか、私たちに入ってくる時には、どうしてもある程度きちんとした形になってからしか教えていただけない状況です。

今回の立たせたということで、かなりその先生が落ち込んでいらっしゃるということはあるのでしょうか。

指導室長 指導の方法につきましては、やはり立たせたからといって解決する問題ではないということから、今回、長時間立たせたということは、適切な指導で

あったとは思っておりません。今、委員ご指摘のほとんどの方にいろいろ理解していただく、これは重要なことだと考えております。子どもさんを健全に育成していくということの中で、良いことは良い、悪いことは悪いということを、学校も同じその方向で進めて行くことを、保護者の方にもそれを理解していただくことが必要です。

例えば、いじめの案件などについても、当然加害側に回った場合には保護者の方もそれをなかなか受け入れづらいと思うのです、自分のお子さんのことです。でも、現実にはきちんと見つめていただかなければいけないと思います。その上で子どもたちを指導していかないと、子どもたちが変わっていくことはできませんので。そういった意味で、今後、学校においてはきちんと、保護者の方から見ても、子どもたちから見ても、理屈の通る指導をしていかなければいけないと思いますし、また、保護者の方にはそれを十分理解をしていただいて、成長の過程では良いこともあるし、悪いこともあるし、それを踏まえていただいた上で、何か問題になる行動があったときには、一緒に保護者も同じ方向につなげるように、それは学校もいろいろな意味で働きかけていかなければいけないものと思っております。

松川委員 私、初めにこの文章を見たときに、そそっかしいものだから、忘れ物検査をして、先生が「気をつけなさい。」「忘れ物をしちゃいけないよ。」と立たせた。親が「申し訳ない、先生、これからは二度と忘れ物をさせないように私も親も気をつけて学校へ送り出します。」ということかと思ったら、逆に、立たせた先生が悪いので、忘れ物をした生徒が悪くないというようなことなのですか、そういうことなのですか。細かい事情がよくわからないのですが。

指導室長 忘れ物をしたことは、正すべき1つの子どもたちの行動です。ただし、教員の指導としては、そこで立たせるという行為で指導していくということは、やはり適切ではありません。立たせたからといって、それで忘れ物が直るということではございません。

松川委員 長時間立たせたというのですけれども、どのぐらいの時間なのですか。

指導室長 午前中から、午前中といっても朝からではございませんけれども、給食の時間までです。給食の時間は給食をいつもどおり食べております。また、その後、再び立っているといった状況です。これはクラスのルールが、忘れ物をしたときには、自ら忘れ物をしたということを申し出て、「じゃ、どうしなさい」ということで教員と話し合うというルールになっていたようですが、子どもたちがそのことを言い出せないで、ただ時間が流れていったというような状況に至ってしまったとのこと。忘れ物検査をして、はい、すぐ立ちなさいと、そういうような流れではないようですが、当日の状況は言葉としてまとめてありますので、そのあたりの実際の光景がわからないところも

ございますけれども、時間の流れはそのような感じです。

松川委員 どうも納得できないのです。もう少し詳しく聞きたい。どうも忘れ物をして学校が謝ったというのは、私には納得いきません。先生が謝る、学校が謝るといふのは、という気がするのですが僕は。

竹田委員 人権というのは当然の話ですし、この立たされたお子さんが、それで不登校になったりしたらということが、もしあるのだとすれば問題だと思っておりますが、ただ、一方で、教室の先生に一定の裁量を与えないと、指導はできないのではないかと僕は思うのです。今の話だと、再三、立たされたからといって直らないというお話をされていましたが、そうであれば、何時間立たせるというOKな時間は何分以内とか、忘れ物をしたことに対しては、どういう形、どういう方法でそれを改善していくような指導が望ましいのかという、ある種箸の上げ下げのようなことを指導室から一々やるということですか。

指導室長 指導上、体罰を与えること、具体的に申し上げれば、たたいたりぶったりすることは法律的に禁じられております。立たせるということについてですけれども、やはり、これは肉体的な苦痛につながるということであり、人権への配慮が必要ということでございます。

やはり人権への配慮ということの中から、立たせてそれが直るということではございませんし、立ったままということは授業も受けられるということではございませんし、肉体的な苦痛を伴うこともありますので、やはりこれは適切な指導ではないと一般的に言われております。ということで、この方法は適切な方法ではないということです。

適切な指導としては、子どもたちに忘れ物を直すために意識させなければいけないことですので、よく行う方法は、表を作って自分で点検をしていくというようなことをしたり、あるいは連絡帳を書かせて、時間割をそろえたり、持ち物を確認するたびにそれをひとつひとつチェックするとか、忘れないための具体的な方法を子どもたちに教えること、あるいは一緒にやらせて、忘れ物を無くしていく、これが適切な指導であると思います。

竹田委員 今回のケースについての情報は、教育委員会に直接来たわけですか。区長への手紙ですか。それに対応して、教育委員会としては学校にはどのような対処をしたのですか。

指導室長 実はこの件については、区長への手紙が届く前に、校長から私どもに報告がございました。教員のほうから不適切な指導をしたという相談があったということでしたので、私どもから子どもたちも当然、担任を不信に思っているでしょうし、保護者からのお声も来たということでもございましたので、その辺についてきちんとお話をし、その不安でありますとか、不信感、これ

は解消しないと、その後の指導につながっていきませんので、校長から指導を進めてほしいということを伝えました。

竹田委員 2点ほど、室長の個人的なお考えを伺いたいのですが、1点は、人権にどれぐらい差し障りがあるかというのは、解釈で定義に幅があると思うのです。あまりそれを縛ってしまうと、現場の教員が硬直するというか、何もできなくなってしまうのではないかと僕は思うのですが、それについてのご意見を伺いたい。

もう1点は、教育委員会が一々こういう来たものに対応していると、きりが無いのではないかとと思うのですが。例えば、こういうものが区長への手紙で来たとしても、あまりつぶさに答えるものではなくて、「学校の現場に対応を任せています。ご意見は承知しました。」と回答する方がいいのではないかとと思うのですけれども、どうでしょうか。

指導室長 どの程度まで指導についてラインを押さえるかということですが、これは人権に関する事で、東京都教育委員会も人権教育プログラムを作成しております。これは教員用のテキストでございますけれども、その中でも、具体的に教員としてこういう行動は、好ましい指導ではないということのいろいろな事例を掲載しております。やはり、それは教員として守っていかなければいけないと思います。

ですから、子どもたちへの体罰でありますとか、肉体的苦痛を与えるようなこと、これはスポーツで頑張りなさいと言うのとは別の問題ですので、それは行ってはいけないことであると思います。ただし、そのほかに指導の工夫はいろいろありますので、それは、指導の工夫としてやっていただきたいと思っております。

それから、2点目の回答の方法についてでありますけれども、今回のこの件については、電話でやりとりをさせていただいております。やはり私どもも、お受けした以上は、学校に任せてありますということでは、ご納得いただけないものと思っております。

私どもの役割としては、保護者の方から言っていたことを詳しく聞いて、学校の指導方針でありますとか、方向性、経過ということもございまして、そのあたりを、私どもとしてもよくお話を聞いた上で、保護者の方に対して、こうこうですよということで常日ごろお伝えさせていただきたいと思っております。

保護者の方からお声があったから、すぐ学校に「これを、こう変えてくれ。」では学校の自主性、あるいは校長の教育方針、経営方針等は実現されませんので、その辺については私どもも調整を図っていきたいと思っております。

委員長 ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質問はないようでございますので、これで本日の日程は終了いたしますが、委員の方からご意見等ございましたらお伺いします。

委員長 1つよろしいでしょうか。この前、区長と教育を語る会がございました。あのときに、私のテーブルから最後の方で出た問題なのですが、月島第二小学校についてです。周りにたくさん高いビルができて、上からプールが覗けるとのこと、私もどんな感じかわからないのですが。それで、覗けるだけではなくて、ときどき物が投げ込まれる。例えば瓶とか、そういうものを投げ込むことが最近起こっているのだそうです。大変危険であると思います。もう一つは、いろいろな趣味の人がいて、双眼鏡でプールの女の子を覗いているようなこともあって、「大変迷惑をしているのだけれども、永嶋さん、これ、ぜひ教育委員会の定例会で言ってもらえませんか。」というお話があったので、「わかりました、お伺いしておきます。」ということを申し上げたのですが、何か来ておりますか。

次 長 屋上にプールを設置している学校は多くございます。学校は、そんなに高い建物ができないので、5階建てが最高限度ぐらいでございます。周囲にマンション等が建って、もしくは佃島小学校のようにそもそも周りがマンションというところでは、そういう問題とは逆に、子どもたちが覗いているじゃないかとかいうような、地域の方とのトラブルのような話はございます。

それについて、やはり学校の現場を確認して、何かハード面の対応が必要なものについては順次対応させていただこうと思っております。また、子どもたちが覗いているなどとの苦情に対しては、子どもたちの並ぶ位置を変えることで近隣の方とのトラブルを防ぐということも、学校にお願いしているところでございます。

月島第二小学校につきましては隣に高い建物が建っています。学校にものを投げ込むというのは大変難しいとは思いますが、そういうような危険なことがあるようでしたら、そちらの住宅にも管理者はいらっしゃるでしょうし、管理組合等もあるでしょうから、そういうところにお話もさせていただきたいと思っております。

委員長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 よろしいでしょうか。ご質問等ないようでございますので、本日の委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時19分 永嶋委員長閉会宣言

署名委員